

上伊那魅力再発見ツアー参加者募集

豊かな自然とそこに育まれた人々の暮らし・文化は私たちの誇れる遺産です。このたび、地域の魅力再発見として2コースを関係の方々のご協力により企画しました。新型コロナ感染対策を徹底して実施します。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

Aコース：産業歴史遺産を巡る旅



美和ダム

伊那市駅（9:00集合）＝西天竜分水工
＝霞堤＝美和ダム＝高遠さくらホテル（昼食）
＝山田富士塚＝駒ヶ根高原砂防フィールドミュージアム～駒ヶ根高原散策とお買い物
＝伊那市駅（16:00頃 着後解散）

2つのアルプスと天竜川が縦断する伊那谷は、古来より豊かな自然と農林業、人々の暮らしが営まれてきました。まだ知られていないこの地ならではの産業・歴史遺産をガイド等の案内で訪れ、先人の知恵や地域の魅力に触れます。

□出発日：7月29日（土）

□ご旅行代金：10,000円

（お一人様大人子供同額、税込）

- ◆ご旅行代金に含まれるもの：交通費、昼食代、ガイド料
- ◆募集人員：25名（最小催行人員10名）
- ◆美和ダム内に入りますので運動靴・帽子等をご準備ください。
- ◆利用バス：伊那バス（中型）
- ◆添乗員同行なし/当社スタッフ同行
- ◆企画協力：天竜川ダム統合管理事務所美和ダム管理支所
上伊那郡西天竜土地改良区



西天竜分水工



山田富士塚

Bコース：健康ウォーキングin千畳敷



駒ヶ根ファームス（9:00集合）～菅の台BC＝しらび平→千畳敷駅～着後、里山プロジェクトメンバー指導の下、千畳敷健康ウォーキング(90分)～ホテル千畳敷（昼食）～千畳敷駅→しらび平＝菅の台BC（15:00頃着後解散）

標高2612mの千畳敷で素晴らしい山岳景観を眺めながら、里山プロジェクトメンバー講師の指導による健康ウォーキングを行います。大自然の中を歩くことは、脳内ホルモンの分泌や自律神経のバランス向上につながります。コロナ禍の今、思い切り体を動かし「免疫力アップ」と「心身リフレッシュ」！

□出発日：9月12日（火） / 10月6日（金）

□ご旅行代金：大人 10,000円
子供 8,000円

（お一人様・税込）

- ◆ご旅行代金に含まれるもの：交通費、ガイド料
- ◆募集人員：20名（最小催行人員12名）
- ◆トレッキングシューズ、帽子、手袋、タオル、長袖、飲み物等をご準備ください。
- ◆添乗員同行なし/当社スタッフ同行
- ◆企画協力 里山プロジェクト



ご案内(お申込の前にご確認ください。)

- ・全国旅行支援事業等が適用となった場合にはホームページ等でお知らせをいたします。
- ・コロナ感染拡大、荒天等の理由により、行程変更または中止する場合があります。

上伊那魅力再発見ツアー旅行申込書

記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

ご希望の出発日にし点をつけてください。

Aコース 産業歴史遺産ツアー	Bコース 健康ウォーキング
□7月29日(土)	□9月12日(火) □10月6日(金)

ふりがな お名前	性別 男・女	生年月日 T・S・H 月 日	〒 TEL: () FAX: () MAIL:	ご住所(ご連絡先)
ふりがな お名前	性別 男・女	生年月日 T・S・H 月 日	〒 TEL: () FAX: () MAIL:	ご住所(ご連絡先)
【備考】※3名様以上のご参加の場合はこの欄にご記入願います。				

ご旅行条件書抜粋(国内旅行)

- **お申し込み** (1)申込書に必要事項を記入の上、FAXください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2)つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込金のお支払いが必要で、申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)(3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。(5)本旅行は一般社団法人長野伊那谷観光局が企画・募集し実施する募集型企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- **確定日程表** 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の7日前を目安に交付します。ただし、出発の6日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。
- **旅行契約内容・代金の変更** (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。(2)複数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行において、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。
- **取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)** お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- **当社による旅行契約の解除** 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)
 - ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、10日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ②旅行代金を期日までに支払っていただけないとき
 - ③申込条件の不適合
 - ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- **当社の責任** 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- **特別補償** 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
- **旅程保証** 旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは記載の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- **お客様の責任** お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- **お客様の交替** お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
- **事故等のお申し出について** 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- **個人情報の取扱いについて** (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社およびご旅行をお申し出いただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただいております。(4)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
- **募集型企画旅行契約約款について** この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.inadanikankou.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

旅行企画・実施/申込み・問い合わせ先

長野県知事登録旅行業第06地-618号
一般社団法人 長野伊那谷観光局
 〒396-0025 長野県伊那市荒井3500-1
 いなっせ3階
 総合旅行業務取扱管理者 江橋秀久
 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご連絡なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

＜まずはお電話を！＞

TEL : 0265-98-8451
 MAIL: k-dmo@union-kamiina.jp
 FAX : 0265-73-5867
 営業日:月~金曜日(土日・祝日休)
 営業時間:8時30分~17時15分
 担当:宮澤 正己
 *休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。